

熊本県監査委員公告第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和6年（2024年）9月10日から令和6年（2024年）12月2日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置について、熊本県知事及び熊本県公安委員会から通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年（2025年）6月6日

熊本県監査委員 小 原 雅 之
同 竹 中 潮
同 松 村 秀 逸
同 吉 田 孝 平

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
農林水産部 農業研究センター	（物品の毀損について） 一般備品である運搬車について、毀損額の大きい事故が1件発生している。 農機具操作の安全確認の徹底を図るとともに、事故に対する効果的な防止策を講じること。	・運搬車を用いた作業の際は、複数人で作業を行い、事故発生時の対応が迅速にできる体制とした。 ・運搬車運転時には、ブレーキやギアの操作時に指差しと声出しの確認を行うことにした。 ・運搬車停止時には車止めを設置し、作業時における急な始動を防ぐ対策を行った。 ・農機具の安全な使用について、研修を行った。
警察本部 熊本東警察署	（職員の交通事故について） 公用車による過失割合が高い人身事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。	本件の発生原因の分析結果等を踏まえつつ、 ・あらゆる機会を捉えた安全運転に資する指導教養 ・幹部職員立会いによる公用車両一斉点検 ・運転者と同乗者の連携による安全確認の徹底に関する指導 ・後退時の同乗者による誘導に関する指導 ・若手職員を対象とした運転技能訓練及び幹部職員による同乗指導 等を行った。 今後も引き続き上記取組を継続し、公用車事故の絶無を図っていく。

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
警察本部 熊本北合志 警察署	(公用車の毀損について) 公用車による毀損額の大きい自損事故が1件、その他の自損事故が2件、過失割合が高い物損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。	本件の発生原因の分析結果等を踏まえつつ、 ・上司による事故当事者への安全運転指導 ・事故発生後における再発防止に向けた緊急朝礼、幹部会議及び実際の事故事例を題材とした事故防止検討会 ・車両の特性、死角等の認識と運転技能向上を目的とした二輪車・四輪車の運転訓練 ・警察署駐車場における公用車の駐車位置変更及び事故の要因となり得る支柱等の再点検 ・警察署駐車場の支柱等突起物前のセーフティコーン設置及び注意を促す「後方確認」のラミネート表示 等を行った。 今後も引き続き上記取組を継続し、公用車事故の絶無を図っていく。
警察本部 宇城警察署	(公用車の毀損について) 公用車による過失割合が高く毀損額の大きい物損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。	本件の発生原因の分析結果等を踏まえつつ、 ・所属長による事故当事者に対する安全運転指導 ・あらゆる機会を捉えた安全運転に資する指導教養 ・運転前における幹部からの事故防止に資する具体的な声かけ ・運転技能指導員による若手職員を対象とした運転技能訓練 等を行った。 今後も引き続き上記取組を継続し、公用車事故の絶無を図っていく。

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの